

質問・回答書

工事名 : 東北自動車道 原瀬川橋床版取替工事

番号	質問	回答
1	<p>低入札価格調査基準価格の設定について</p> <p>入札説明書 P-15 6-4. 低入札価格調査について、「(1)本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。」とありますが、本件は高度技術提案型であり、入札者毎に最終参考見積書にもとづき低入札価格調査基準価格が設定されるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
2	<p>入札公告（説明書）P. 14</p> <p>第5 見積活用方式 5-6. 見積活用方式に関する留意事項</p> <p>5月19日の質問回答書：番号2の回答に対する再確認となりますが、最終参考見積書および入札時に使用する単価について、土木工事積算基準_第1編総則_3. 工事費の積算（4）に基づき、提出期限日における市場価格として考えておりますが、入札公告（説明書）5-6. 見積活用方式に関する留意事項（2）に『入札時における見積対象項目の総額は、最終参考見積書の見積対象項目の総額を超えない限り』となっています。</p> <p>よって、入札時における使用単価は、</p> <p>①見積対象項目については、最終参考見積書提出期限日の5月単価</p> <p>②見積対象外項目については、入札書提出期限日の6月単価</p> <p>をそれぞれ使用すると解釈してよろしいでしょうか。使用単価月について、ご教示願います。</p>	<p>令和4年5月19日掲載の回答書の質問No2の回答のとおり、見積対象項目及び見積対象項目外のどちらも訂正参考見積書の提出期限の令和4年5月における最新の単価を使用してください。</p>